

全産廃連発第 241 号
平成 17 年 9 月 6 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課
課長 関 荘一郎 様

社団法人全国産業廃棄物連合会
マニフェスト推進委員会
委員長 石井邦夫

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱いについて（要望）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご指導、ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

このたびの廃棄物処理法改正に伴う省令改正（平成 17 年 10 月 1 日施行）において、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載項目が追加（規則第 8 条の 22・第 8 条の 24 関係）されますが、その取扱いについて次のとおり要望いたしますので、よろしく願い申し上げます。

記

1. 運搬受託者、処分受託者による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載項目追加により様式第二号の六が改正されますが、改正前の社団法人全国産業廃棄物連合会発行マニフェストを多く保有している利用者もいるため、現行の連合会発行マニフェストについて引き続き当分の間使用できるよう特段のご配慮をお願いしたい。
なお、当分の間、運搬担当者、処分担当者欄に運搬受託者又は処分受託者の氏名又は名称を記入しても差し支えないこととされたい。
2. 今回改正による、運搬受託者及び処分受託者の記載項目追加について、周知徹底のご配慮をお願いしたい。